

介護保険による要介護・訪問看護

(2021年10月1日 現在)
紀の川市（その他）：10円／単位

サービス内容	単位	金額（1割）	金額（2割）	金額（3割）
訪問看護 I-1・時間内（20分未満）	313	313	626	939
訪問看護 I-2・時間内（30分未満）	470	470	940	1,410
訪問看護 I-3・時間内（30分以上1時間未満）	821	821	1,642	2,463
訪問看護 I-4・時間内（1時間以上1時間30分未満）	1,125	1,125	2,250	3,375
訪問看護 I-5 ※（PT・OT・ST）（20分）	293	293	586	879
特別管理加算 I（1ヶ月に1回） ※1	500	500	1,000	1,500
特別管理加算 II（1ヶ月に1回） ※2	250	250	500	750
初回加算（新規に訪問看護を提供した場合）	300	300	600	900
複数名訪問看護加算（30分未満）	254	254	508	762
（30分以上）	402	402	804	1,206
長時間訪問看護加算 ※3	300	300	600	900
サービス提供体制強化加算（I1）（1回につき）	6	6	12	18
*緊急時訪問看護加算 I（1ヶ月に1回）	574	574	1,148	1,722
*ターミナルケア加算（死亡月に1回）	2,000	2,000	4,000	6,000

早朝：午前6時～午前8時・夜間：午後6時～午後10時については25%加算
深夜：午後10時～午前6時については50%加算

准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※ PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士
上限は週120分迄。（1日3回以上90/100）

※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。

※2 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。

※3 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定。

* 緊急時訪問看護加算1、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

利用者の方で、ご家族の希望により亡くなられた後の処置を行なった場合、処置と処置材料費込みで10,000円。

交通費 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。

* 利用料は医療費控除の対象となります。



介護保険による要支援・訪問看護

(2021年10月1日 現在)
紀の川市(その他)：10円/単位

サービス内容略称	単位	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)
予防訪問看護Ⅰ-1・時間内(20分未満)	302	302	604	906
予防訪問看護Ⅰ-2・時間内(30分未満)	450	450	900	1,350
予防訪問看護Ⅰ-3・時間内(30分以上1時間未満)	792	792	1,584	2,376
予防訪問看護Ⅰ-4・時間内(1時間以上1時間30分未満)	1,087	1,087	2,174	3,261
予防訪問看護Ⅰ-5 ※(PT・OT・ST)20分	283	283	566	849
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回) ※1	500	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回) ※2	250	250	500	750
初回加算(新規に訪問看護を提供した場合)	300	300	600	900
サービス提供体制強化加算(Ⅰ1)(1回につき)	6	6	12	18
複数名訪問看護加算(30分未満)	254	254	508	762
(30分以上)	402	402	804	1,206
長時間訪問看護加算 ※3	300	300	600	900
*緊急時訪問看護加算Ⅰ(1ヶ月に1回)	574	574	1,148	1,722

早朝：午前6時～午前8時・夜間：午後6時～午後10時については25%加算
深夜：午後10時～午前6時については50%加算

准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※ PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士
上限は週120分迄。(1日3回以上50/100)

※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。

※2 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。

※3 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定。

* 緊急時訪問看護加算1、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

利用者の方で、ご家族の希望により亡くなられた後の処置を行なった場合、処置と処置材料費込みで10,000円。

交通費 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。

* 利用料は医療費控除の対象となります。

